

「教育課程論」受講者における教職課程履修に対する意識

烏田直哉*

はじめに

本稿の目的は、「教育課程論」受講者が、どのような意識で教職課程を履修しているのかを明らかにすることである。「履修の手引き」中には、「教員免許状を取得しようとする者は、卒業後、教職に就く意思が明確であり」¹⁾と明記されているが、受講者はどの程度その「意思」を明確に持っているのか、その意識を探る一助としたい。

近年の教員養成政策等について押さえておく。平成26年7月29日、文部科学大臣より、「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」および「これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について」が諮問された²⁾。これをうけ平成26年11月6日、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会より、「これからの学校教育を担う教職員の在り方について（報告）—小中一貫教育制度に対応した教員免許制度改革—」が示された³⁾。この報告の中では、義務教育学校の新設⁴⁾を見据えて、「小中一貫教育制度の円滑な導入・運用に必要な免許制度」をはかるため、小学校教員免許状と中学校教員免許状の併有を進める旨が示されている。また、現在、大学の教職課程において、学校種別別に設けられている教職科目等を統合すること、9年間を見通した児童生徒の発達に即した指導の重要性についても指摘されている。

一方で、国立大学法人においてであるが、大学の「改革加速期間」における「ミッションの再定義」も見過ごすことはできない⁵⁾。国立大学法人においては、教員養成系、人文社会科学系の組織転換が迫られている。平成26年8月4日、国立大学法人評価委員会第48回総会において、「教員養成系、人文社会科学系は、組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換」が示された⁶⁾。平成27年6月8日には、文部科学大臣より「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」が通知された⁷⁾。「国立大学法人の組織及び業務全般の見直し」としてあげられたのは、「速やかな組織改革」である。とりわけ「教員養成系学部・大学院、人文社会科学系学部・大学院については、18歳人口の減少や人材需要、教育研究水準の確保、国立大学としての役割等を踏まえた組織見直し計画を策定し、組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換に積極的に取り組むよう努めることとする。」については等閑に付すことはできない。ただ、以前から文部科学省が強調しているのは、「新課程の廃止など組織編成の抜本的見直し」⁸⁾であり、いくつかの国立大学法人において、まずは「ゼロ免課程」の募集停止を行っているのが現状である。

しかし、教員需要低迷の時代も迫ってきている現状からすると、やがて新課程以外にも「転換」が迫られる時期が来よう。小中学校の教員採用数の推計を都道府県別に示した山崎博敏『教員需要推計と教員養成の展望』では、中学校の教員需要は2020（平成32）年にピークを迎えると指摘している⁹⁾。全国的には、今後数年は需要が伸びると見込まれている。しかし、その後、平成35（2023）年から平成37（2025）年には「需要低迷期」に入るとしている。同書の、都道府県別にみた平成37（2025）年までの中学校教員採用数の推計から東海地方についてみてみよう。愛知県ではピークが平成27（2015）年の467人、平成37年には300人程度になるとしている。三重県では少し遅れて、平成31年に147人でピーク

*東海学園大学教育学部准教授・スポーツ健康科学部講師

を迎え、同じく平成37年には92人、静岡県では平成32年のピーク265人から同じく196人になるとしている。岐阜県はこの4県では最も遅い平成33年に125人でピークを迎え同じく106人に減少すると見込んでいる。この地域において、愛知県では最も早くにピークがおとずれ、今後10年で6割ほどに落ち込むと予想されているのである。

教員養成を取り巻く目まぐるしい変化は、国立大学法人に限ったことではなく、当然のことながら教職課程をおく私立大学にも、大学教職員および在学する学生に様々な課題を突きつけている。教職課程を履修する学生には高い職業意識が求められ、また、教職課程科目を担当する教員にも常に「授業改善」が迫られている。本稿では、「教育課程論」の受講者および授業内容について紹介した上で、本授業受講者の教職課程履修に対する意識を、簡単なアンケートによって明らかにする。この調査を基に、今後の授業改善等に供したいと考える。

1. 受講者および授業内容・授業方法について

まず、本学全体の、教職課程履修者を【表1】で確認してみよう。教職課程履修者の在籍者数に占める比率は、当然ではあるが教育学部において最も高い。学年進行につれ、この比率は低下する場合が多いが、それでも9割を切っていないことが分かる。教育学部以外をみてみよう。教育学部以外では、スポーツ健康科学部が最も高く、全体で43%となっている。1年生においてはおよそ62%と、半数以上の学生が教員免許取得を希望しているとみることができる。ただし、その比率は学年が進むにつれて低下するものと考えられる。4年生ではおよそ30%である。それでも77名の学生が教職課程を履修しており、全学4年生教職課程履修者の約32%と、かなりのウェイトを占める。

【表1】学部学科別教職課程履修者数等

学部学科		学年	1年	2年	3年	4年	全体
経営学部経営学科		教職課程履修者数 (a)	19	6	4	1	30
		在籍者数 (b)	286	210	247	253	996
		比率 (a/c)	6.6%	2.9%	1.6%	0.4%	3.0%
人文学部	人文学科	教職課程履修者数 (a)	13	22	9	11	55
		在籍者数 (b)	147	95	189	226	657
		比率 (a/c)	8.8%	23.2%	4.8%	4.9%	8.4%
	心理学科	教職課程履修者数 (a)	0	0	0	0	0
		在籍者数 (b)	98	104	—	—	202
		比率 (a/c)	—	—	—	—	—
健康栄養学部 管理栄養学科		教職課程履修者数 (a)	15	21	15	4	55
		在籍者数 (b)	144	126	96	89	455
		比率 (a/c)	10.4%	16.7%	15.6%	4.5%	12.1%
スポーツ健康科学部 スポーツ健康科学科		教職課程履修者数 (a)	178	124	98	77	477
		在籍者数 (b)	288	267	293	261	1,109
		比率 (a/c)	61.8%	46.4%	33.4%	29.5%	43.0%
教育学部教育学科		教職課程履修者数 (a)	171	175	179	151	676
		在籍者数 (b)	171	177	193	160	701
		比率 (a/c)	100.0%	98.9%	92.7%	94.4%	96.4%
計		教職課程履修者数 (a)	396	348	305	244	1,293
		在籍者数 (b)	1,134	979	1,018	989	4,120
		比率 (a/c)	34.9%	35.5%	30.0%	24.7%	31.4%

※在籍者数については学校法人東海学園編『学報』No.16（学校法人東海学園、2015年9月）、5頁より、平成27年5月1日現在のものを用いた。また、「教職課程履修者数」については、名古屋キャンパス教職センター「平成27年度 第3回教職課程委員会（名古屋キャンパス）」（平成27年7月22日）中、「教職課程履修者人数（平成27年7月22日現在）」を用いて作成した。ただし、人文学部発達教育学科、人間健康学部人間健康学科を除く。

(1) 受講者について

「教育課程論」履修登録者数は129名であり、121名・およそ94%がスポーツ健康科学部スポーツ健康科学科で占められている。8名は経営学部経営学科の学生である。各週の出席率は【表2】の通りであった¹⁰⁾。

【表2】 出欠状況

月日	欠席者数	出席率
1週目 4月9日	8	93.8%
2週目 4月16日	5	96.1%
3週目 4月23日	9	93.0%
4週目 4月9日	8	93.8%
5週目 5月14日	10	92.2%
6週目 5月28日	11	91.5%
7週目 6月4日	14	89.1%
8週目 6月11日	14	89.1%
9週目 6月18日	10	92.2%
10週目 6月25日	8	93.8%
11週目 7月2日	8	93.8%
12週目 7月9日	10	92.2%
13週目 7月16日	10	92.2%
14週目 7月17日	10	92.2%
15週目 7月23日	6	95.3%

(2) 授業について

まず、本授業の科目の位置づけについて、「履修の手引き」で確認する。本授業は、スポーツ健康科学部においては、「専門科目群」中の「展開科目」に位置づけられている（2単位）¹¹⁾。また、卒業要件として、「展開科目」の「40単位以上」の修得が示されている¹²⁾。一方、経営学部では、「免許・資格関連科目群」に位置づけ、卒業要件に含んでいない¹³⁾。

つづいて、「授業概要」について述べる。「授業概要」は以下の通りである¹⁴⁾。

教育課程の意義、編成の基準、編成及び実施、手順と評価、学習指導要領とその性格、改訂の経緯、新学習指導要領の基本方針と要点、学習指導要領、教育課程と学習指導との関連等について概説する。また、学習指導の実際に関わる実践ビデオに基づいて、グループワークを通じて授業分析を行うとともに、学習指導要領、教育課程との関連についても考察していく。

この目的に沿い、「到達目標」は、「（1）教育課程の基礎的知識（各学校の教育課程、編成原理と基準、編成と実施・評価、学習指導要領とその改訂の経緯、新学習指導要領の基本方針と要点、学習指導の実際等）について説明ができる。」「（2）学習指導要領、教育課程との関連を把握した上で、学習指導を行い、学習指導における教師の実践的指導力の基礎を培うことができる。」と示してある。おもに講義形式で授業を進めた。上記、「教育課程の意義」、「学習指導要領とその性格、改訂の意義」を中心に講義展開を紹介する。

要点を示したノートを配付し、空欄にキーワードを記入させるという形式をとった。授業内容の一部である「学習指導要領の変遷」について、その内容を示す（本文末【図1】参照）¹⁵⁾。

また、ほぼ毎週、新聞記事を配付し、教育政策の動向や学校教育現場においてクローズアップされている問題点などを示した。さらに、記事に関連する、あるいはその日の授業内容に関連する練習問題を提示することにより、習得した内容が採用試験等でどのように生きてくるのかという意識を高めるよう配慮した（本文末【図2】参照）¹⁶⁾。

2.調査の方法

(1) 方法・調査日

経営学部、スポーツ健康科学部対象「教育課程論」受講者を対象に、簡単なアンケートにより調査を行った。平成27年7月23日（木）5限目「教育課程論」授業内において質問紙を配布して行った。まず、「受講者に関する質問」として、受講者の所属学部学科・性別・学年・教員採用試験受験を希望する自治体を尋ねた。また、「受講意識に関する質問」として、「教育課程論」受講の理由、教員になろうと考えた時期、教員にならない場合の進路、教員を目指したきっかけ、今後の教職課程履修の意思、「教育課程論」受講の有効性について尋ねた。

3.結果

(1) 受講者について

①学部学科、学年、性別

受講者数129名のうち、アンケート実施日に出席した学生は、123名、アンケート回答に同意を得たのは119名であった。このうち、学部学科・性別が無記入であった2名分は除外し、以下、117名の回答をみる。

学部学科、性別、学年を訪ねた（問1～問3）。内訳をみる。【表3】は、学部学科・性別にみた、回答数を示したものである。なお、学年はすべて2年生である。男女比でみると、64%が男性、36%が女性である。

【表3】回答者属性

学部学科	男性		女性		全体	
	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率
経営学部経営学科	3	4.0%	0	0.0%	3	2.6%
スポーツ健康科学部 スポーツ健康科学部	72	96.0%	42	100.0%	114	97.4%
計	75	100.0%	42	100.0%	117	100.0%

②教員採用試験の受験を希望する都道府県、市町村について

「問4 教員採用試験の受験を希望する都道府県（もしくは市町村）を、下の□に記入して下さい。※複数記入可」として、将来受験する自治体を訪ねた。受験を希望する自治体数を示したのが【表4-1】である。36名・およそ30%は、複数の自治体を挙げているが、75名・64%の学生が自治体の一つのみしか挙げていない¹⁷⁾。そのうちの35名は「愛知県」などと回答している。

【表4-1】採用試験受験を希望する自治体数

自治体回答数	男性		女性		全体	
	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率
1つの自治体	47	62.7%	28	66.7%	75	64.1%
2つの自治体	18	24.0%	9	21.4%	27	23.1%
3つの自治体	3	4.0%	3	7.1%	6	5.1%
4つの自治体	3	4.0%	0	0.0%	3	2.6%
「未定」、無記入	4	5.3%	2	4.8%	6	5.1%
計	75	100.0%	42	100.0%	117	100.0%

全体でみると、延べ165の回答が得られた。受験希望自治体について集計したのが【表4-2】である。

北海道を除くすべての地方に分布しているが、やはりおよそ4分の3が中部地方に集中している状況である。出身地を尋ねていないので確証はないが、多くの学生は地元での受験を望んでいると予想される。

【表4-2】採用試験受験を希望する自治体名

地方	自治体名	回答数	比率
東北地方	秋田県	1	0.6%
関東地方	群馬県	1	7.3%
	東京都	3	
	神奈川県	7	
	横浜市	1	
中部地方	富山県	1	74.5%
	石川県	3	
	福井県	2	
	長野県	5	
	岐阜県	12	
	静岡県	19	
	静岡市	2	
	浜松市	2	
	愛知県	62	
	名古屋市	15	
近畿地方	三重県	6	9.1%
	滋賀県	1	
	京都府	3	
	大阪府	3	
	兵庫県 神戸市	1	
	奈良県	1	
中国地方	鳥取県	1	1.8%
	広島県	1	
	山口県	1	
四国地方	高知県	1	0.6%
九州地方	福岡県	1	1.2%
	長崎県	1	
特定なし	東海3県、どこでも	2	1.2%
	未定	3	3.6%
	無記入	3	
	計	165	100.0%

(2) 受講意識に関する質問

①「教育課程論」受講理由

「問5 『教育課程論』を受講している理由を、下の□□□□に記入して下さい。」との質問に対しては、大半が、「必修だから」あるいは「教職に必修だから」などの回答であった。言いまわしは様々であったが、試みに回答をグルーピングしてみた（【表5】参照）。一つは、「教職に必修だから」と、教職課程を履修する上で必修であると明確に回答しているものである。二つ目は、単に「必修だから」と回答している部類であり、絶対数は少ないと思われるが、卒業に必修だからともみることができ。より具体的になると、採用試験に必要であるから、あるいは将来教員になるために必要な知識を得るため、という回答もみられた。

【表5】受講理由

記述内容	男性		女性		全体	
	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率
「教職」(あるいは「免許」)に「必修」だから	29	38.7%	20	47.6%	49	41.9%
「必修」だから	17	22.7%	5	11.9%	22	18.8%
「教員になる」ため	5	6.7%	6	14.3%	11	9.4%
「必要な知識」などのため	5	6.7%	4	9.5%	9	7.7%
「採用試験」等のため	3	4.0%	1	2.4%	4	3.4%
その他	14	18.7%	4	9.5%	18	15.4%
無記入	2	2.7%	2	4.8%	4	3.4%
計	75	100.0%	42	100.0%	117	100.0%

教員免許を取得するという前提があつてと思われるが、「その他」とした回答として、以下のような記述があつた。

自らが教師になるうえで、教育の変遷を知っておくのがよいと思ったから。

教員免許を取得するのに必修なので、課程を学ぶことで新しい発見や考え方の育成
将来の自分の教師像を描くため。

将来、教員になるにあたり必要な知識を学べるから。

教育課程を学ぶことによって歴史などを学べるから

今の教育の現状を知り教師になった時に、役立つようにするため。

教職の必修のため。採用試験のポイントなど教えてくれるため

その他、「単位」と素直に回答してくれた学生もいた。

②教員志望の時期

「問6 いつから教員になろう（教職課程を履修しよう）と考えていましたか？ 次の①～⑤の中から選んで○印をつけて下さい。」という問いに対して、以下に集計した【表6】のような回答が得られた。もっとも多かったのは中学生・高校生の時期であり、合わせて92名・およそ79%を占めた。

【表6】教員を目指した時期

回答	男性		女性		全体	
	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率
①小学生、あるいはそれ以前から	3	4.0%	3	7.1%	6	5.1%
②中学生のときから	26	34.7%	13	31.0%	39	33.3%
③高校生のときから	33	44.0%	20	47.6%	53	45.3%
④大学に入学してから	7	9.3%	1	2.4%	8	6.8%
⑤教員になるつもりはない	0	0.0%	3	7.1%	3	2.6%
無回答	6	8.0%	2	4.8%	8	6.8%
計	75	100.0%	42	100.0%	117	100.0%

③教員にならない場合の進路

「問7 上の問6で、⑤を選択した方にお聞きします。教員にならない場合、どのような進路を考えていますか。下の□に記入して下さい。」という問いに対して、回答があつたのは、20名・およそ17%であり、98名・およそ84%は無記入であつた。記述内容をおおまかに分類すると【表7】の通りとなつた¹⁸⁾。スポーツに関連する職業として、「インストラクター」や「スポーツに関わる職業」「スポーツ関係の企業への就職」「スポーツ系の」「トレーナー」などの回答がみられた。また、特に業種・職種が決まっている訳ではないが、「会社員」「企業」「サービス業」「営業系の就職」などの

回答があり、一般企業への就職を考えていることがわかる。その他、公務員を考えている「公務員」「消防士」、「大学院」への進学、「専門学校」への入学も若干数みられた。また、「他の企業に就き、教師を目指す。」との回答もあった。一度は一般企業に就職して経験を積み、その後教員になるというビジョンをもっていることが予想できる。

【表7】教員にならない場合の進路

記述内容	男性		女性		全体	
	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率
企業への就職	5	6.7%	4	9.5%	9	7.7%
スポーツ関連企業、インストラクターなど	3	4.0%	2	4.8%	5	4.3%
公務員	2	2.7%	0	0.0%	2	1.7%
その他「美容師」「サービス業」など	1	1.3%	1	2.4%	2	1.7%
未定	1	1.3%		0.0%	1	0.9%
無記入	63	84.0%	35	83.3%	98	83.8%
計	75	100.0%	42	100.0%	117	100.0%

④教員を目指したきっかけ

「問8 上の問6で、①～④を選択した方にお聞きします。教員になろうと思ったきっかけは何ですか？ 下の□に記入して下さい。」という問いに対して、以下のような回答が得られた。細かい記述内容の列挙はできないので、おおまかに分類した結果を示した¹⁹⁾。大半がこれまでに経験した教師との出会いがきっかけであったと回答している（【表8】）。

【表8】教員を目指したきっかけ

記述内容	男性		女性		全体		
	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率	
これまでに 出会った教師	高等学校	11	14.7%	3	7.1%	14	12.0%
	中学校	10	13.3%	6	14.3%	16	13.7%
	小学校	0	0.0%	1	2.4%	1	0.9%
	全般	12	16.0%	8	19.0%	20	17.1%
	体育	3	4.0%	5	11.9%	8	6.8%
	部活	6	8.0%	5	11.9%	11	9.4%
教えたい ことがある	「体育が好き」、 体育を指導したい	1	1.3%	2	4.8%	3	2.6%
	部活動を指導したい	4	5.3%	0	0.0%	4	3.4%
他者からの勧め	親	0	0.0%	1	2.4%	1	0.9%
	親以外	1	1.3%	0	0.0%	1	0.9%
スポーツへの関わり	1	1.3%	1	2.4%	2	1.7%	
学校や子どもとの関わり	1	1.3%	1	2.4%	2	1.7%	
職業そのもの	7	9.3%	2	4.8%	9	7.7%	
その他・理由なし・不明	4	5.3%	1	2.4%	5	4.3%	
無記入	14	18.7%	6	14.3%	20	17.1%	
計	75	100.0%	42	100.0%	117	100.0%	

⑤今後の教職課程履修の意思

「問9 今後も教職課程を履修しようと思いますか？ 次の①～④の中から選んでお答え下さい。」として、継続して教職課程を履修する意思を尋ねた。「①全くそう思わない」～「④強くそう思う」の

4つから選択させた。その集計結果が【表9】である。「少しそう思う」「強くそう思う」を合わせると、およそ97名・およそ83%の受講者が、今後も教職課程を履修する意思があるようである。

【表9】今後の教職課程履修

回答	男性		女性		全体	
	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率
①全くそう思わない	2	2.7%	1	2.4%	3	2.6%
②あまりそう思わない	5	6.7%	5	11.9%	10	8.5%
③少しそう思う	20	26.7%	9	21.4%	29	24.8%
④強くそう思う	42	56.0%	26	61.9%	68	58.1%
無回答	6	8.0%	1	2.4%	7	6.0%
計	75	100.0%	42	100.0%	117	100.0%

⑥「教育課程論」受講の意義

最後に「問10 「教育課程論」の授業は将来教員になるにあたって有効であったと思いますか？ 次の①～④の中から選んでお答え下さい。」として、問9同様、4つから選択させた。結果は【表10】の通りであった。もっとも多かったのは男女ともに「少しそう思う」であり、それぞれ41名・54.7%、18名・42.9%であった。全体でおよそ半数がこれを選択している。教授内容の意義についてより丁寧な説明が必要であると考えられる。

【表10】「教育課程論」受講の有効性

回答	男性		女性		全体	
	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率
①全くそう思わない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
②あまりそう思わない	1	1.3%	1	2.4%	2	1.7%
③少しそう思う	41	54.7%	18	42.9%	59	50.4%
④強くそう思う	27	36.0%	22	52.4%	49	41.9%
無回答	6	8.0%	1	2.4%	7	6.0%
計	75	100.0%	42	100.0%	117	100.0%

おわりに

本調査で明らかになった主要な点を整理する。卒業単位に入っているのも、本来教員志望でない学生も多数見受けられるものと予想していた。しかし予想に反し、アンケートの結果を見る限り、平成27年度春学期時点において、今後も教職を目指す意思がある学生がおよそ8割を占めていると判断できた。また、具体的な受験希望自治体も考えている様子をうかがうことができた。ただ、複数の自治体を受験しようという学生は3割にとどまる。

教職課程履修者、教員志望の学生は、多くが、これまでの学校生活の中で、「よい先生」「尊敬できる先生」と邂逅していることが分かった。中学生、高校生という多感な時期に与えられた影響は大きい。

今後も教職課程を履修するという回答が、8割をこえていたが、冒頭の【表1】にも示したように、4年生の教職課程履修者数は、「教育課程論」履修者数に比べると激減すると予想される。また、およそ2割の学生は、教員以外の進路をすでに考えている。「はじめに」で述べた通り、教員採用の需要は減少傾向にある。あいまいな気持ちで採用試験に合格することは今後より難しくなってくる。学生諸君には、教員志望が確固たるものかどうか、今一度自分に問い質してみしてほしい。途中で辞退するくらいなら最初から教職課程の履修を断念したほうがよからう。初志貫徹を願う。

最後に言い添えておけば、近年、教育現場や教員に関する様々な新書が発行されており、こういう情報も教職課程履修の学生にとって無駄にはなるまい²⁰⁾。現場の実情を知れば、中学校・高等学校教員が、本来目指したい進路の代替たり得るような生やさしい職でないことを認識できよう。仮に、週に3コマ履修すると、半期で70時間近くに達する。その時間を、目指す分野の科目履修、情報収集、スキルアップに費やすというような賢明な選択をしてほしい。「光陰矢の如し」である。

あわせて、開放性の原則があるとはいえ、冒頭で述べた現状からすると、卒業要件の一部になり得る弊害も指摘しておきたい。本文でも述べた通り、4年次まで教職課程履修を続ける学生は、1年次の半数にまで落ち込む。したがって、すでに死語になった「〇〇がダメだったら教員にでもなるか」という感覚で履修している学生が、半数とまではいかずとも少なからず潜在していると推測できる。初志貫徹を果たす学生のモチベーションにも関わろう。僭越を承知で述べるが、「デモシカ教員」は過去の遺物である。それをいまだに内包し得るカリキュラムの仕組みは、再検討されてよい。

平成 27 年度 春季期

教育課程論

⑦中学校での進路、特性に応ずる教育の充実
 ⑧小・中学校の義務教育としての一貫性を図る
 ⑨4つの領域の設定（高等学校については「道徳」は無し）

【高等学校】
 1955(昭和30)年 必修教科・科目の増設（コース制の導入）
 1960(昭和35)年 高等学校 要領改訂
 ①小・中・高の一貫性
 ②類型（コース）の学年指定
 ③専門科目の内容の精選・充実、必修単位の増加
 例「(17))」導入

③1968(昭和43)年～1970(昭和45)年の学習指導要領：「(18))」

背景（日本）
 1964(昭和39)年 東京オリンピック、新幹線開通
 1970(昭和45)年 大阪万博
 →科学技術の発展、日本の国際的地位向上を図る
 →科学の体系制を重視した学習

Point 教育の現代化：“科学技術者養成”的

背景（海外）
 1967(昭和42)年 ロシア人工衛星「スプートニク」打ち上げ成功((19))
 →アメリカ危機感増、理数系重視
 →ブルーナーの「(20))」：学習の方法と探求のプロセスを子どもに

要領
 1968(昭和43)年 小学校 告示
 1969(昭和44)年 中学校 告示
 1970(昭和45)年 高等学校の指導要領改訂
 →「(21))」(理数系)：現代の科学に基づいて
 →「特別教育活動」と「学校行事等」を統合して「(22))」
 →4領域→3領域

課題
 教育内容の現代化→学習内容の高度化→大量のドロップ・アウト

平成 27 年度 春季期

教育課程論

3. 学習指導要領の変遷
 (1)1947(昭和22)年～

1947(昭和22)年3月 『学習指導要領 一般編 ((5))』
 →社会科の新設、家庭科の誕生、自由研究時間の新設 ※週5日間の実施を認めていた
 →アメリカの「(6))」の影響
 →「(7))」が基調となる
 →「(8))」カリキュラム（児童中心主義、経験主義の教育）

1951(昭和26)年
 【小学校】
 →「自由研究」を廃止、「(9))」(児童会、クラブ活動、学級委員)を新設（「教科課程」）
 →「(10))」課程へ

【中学校】
 →中学校に特別教育活動を導入

【高等学校】
 →この年から高等学校にも指導要領
 ((11)) 教育を主とする普通科
 ((12)) 教育を主とする学科

参照 学校教育法第50条

普通教育
 市民に共通の教養
 (国語、社会、数学、理科等)

Point 指導要領=「教師を助ける為に書かれた書物であって、教育課程を編む場合に、教師の手引きとして教師の仕事を補助するもの」

Point この年の改訂版は文部大臣の公示によって示され、「国家基調」として法的拘束力をもつものとなった

Point 告示、教育課程の基準、道徳の時間、倫理社会、道徳、学校行事等

Point 「学校行事等」は形式的側面をもち、それが愛国心向上の意図からではないかと懸念

(2)1955(昭和30)年～1960(昭和35)年：内容・形式ともに大きな改訂

背景
 1950(昭和25)年 朝鮮戦争
 1951(昭和26)年 サンフランシスコ講和条約、日米安全保障条約
 →日本の再軍備化（「(13))」）
 →科学技術の必要性から基礎学力重視へ

要領
 【小中学校】
 1958(昭和33)年 小・中学校 学習指導要領改訂
 ①「(14))」として示され、法的拘束力が大→教育課程の基準（「試案」を削除）
 ②道徳教育の徹底→小中学校に「(15))」特設
 ③基礎学力の充実（経験主義→(16)) 主義）
 ④科学技術教育の向上（理数系強化）
 ⑤地理・歴史教育の改善充実
 ⑥情操の陶冶、身体の健康安全指導の充実

【図1】 配付資料の一部（学習指導要領の変遷）

新	旧
<p>第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校及び高等専門学校とする。</p> <p>第38条 ①は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設けなければならない。ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもつてこれに代えることができる。</p>	<p>第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。</p> <p>第38条 ①は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設けなければならない。</p>
<p>第4章 小学校</p>	<p>第4章 小学校</p>
<p>第5章 中学校</p>	<p>第5章 中学校</p>
<p>第5章の2 義務教育学校</p>	<p>(新設)</p>
<p>第49条の2 義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする。</p> <p>第49条の3 義務教育学校における教育は、前条に規定する目的を達成するため、第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</p> <p>第49条の4 義務教育学校の修業年限は、9年とする。</p> <p>第49条の5 義務教育学校の課程は、これを前期6年の前期課程及び後期3年の後期課程に区分する。(第49条の6以下、略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>(免許)</p> <p>第3条 教職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 義務教育学校の教員(兼通又は兼業の指導及び管理をつかさどる主任教諭、兼通教諭、兼通助教諭並びに兼業教諭を除く。)については、第一項の規定にかかわらず、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。</p> <p>5 ②の教員(兼通又は兼業の指導及び管理をつかさどる主任教諭、兼通教諭、兼通助教諭並びに兼業教諭を除く。)については、第一項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。</p> <p>6 別添進路認定ことも園の教員の免許については、第一項の規定にかかわらず、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の定めるところによる。</p>	<p>(免許)</p> <p>第3条 教職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 ②の教員(兼通又は兼業の指導及び管理をつかさどる主任教諭、兼通教諭、兼通助教諭並びに兼業教諭を除く。)については、第一項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。</p> <p>5 別添進路認定ことも園の教員の免許については、第一項の規定にかかわらず、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の定めるところによる。</p>

課程論_記事⑧_義務教育学校.doc 平成27年度 春学期

小中一貫校設置 柔軟に 改正学校教育法成立 学力や不登校対策に効果

【読売新聞】平成27年6月18日、朝刊33面

小中一貫校を制度化する改正(1)法などが17日、参院本会議で可決、成立した。小中一貫校は学力向上や不登校対策に有効とされるが、特例で認められている国公立小中学校は全国224校だけで、全体の2%にすぎない。2016年4月の改正法施行後は、自治体や学校法人の判断で小中一貫校が設置できるようになり、開設が進みそうだ。

東京都港区立小中一貫教育校「お台場学園」で今月12日、6年の算数の授業が行われた。教えるのは算数専門の教員。授業によっては、中学校の内容を教えることもある。

同学園は文部科学省から設置選定特別校の指定を受け、10年度に開校。義務教育の9年間を「4年・3年・2年」に分け、5年生からは算数や区独自の授業「国際科」などに教科担任制を導入している。同学園の白石亭校長(52)は「小中の教員が一緒に校内研修を行っており、9年間を見通した教育ができていく」と話す。

改正法では、小中一貫教育を行う新たな学校を「(3))と明記。施行後は、自治体などの判断で「5・4」制や「4・3・2」制などを柔軟に運用でき、同学園のように、教科担任制を採り、小学校段階で中学校の内容を先取りすることも可能になる。

昨年開校した「5・4」制の一貫校、京都市立東山小中学校では今月13日、体育大会が開かれ、1～(3)年生約700人が一緒に大玉送りや綱引きなどに挑んだ。中学校になじみず、不登校やいじめが増える「(4))」が問題化しているが、同校では「小6から中学生と同じ校舎で学んでおり、中1ギャップが減った」という。

大阪府豊能町は現在、町立の小学校4校と中学校2校を2校に統合し、義務教育学校に衣替えすることも含めて検討している。

少子化や過疎化が進む地域では、義務教育学校の制度を活用した学校の統廃合が加速する可能性もある。

義務教育学校は、校長が1人で、教員は原則、小中両方の免許が必要になる。しかし、文科省によると、全国で中学校免許を持つ小学校教員は全体の約6割、小学校免許を持つ中学校教員は約3割にとどまっており、教員の確保が課題になるとみられる。



東京都港区立小中一貫教育校「お台場学園」で今月12日、6年の算数の授業が行われた。

【図2】配付資料の一部(新聞記事等)

註

- 1) 東海学園大学編「2014 履修の手引き スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科」（東海学園大学, 2014年）, 37頁.
- 2) 中央教育審議会「1.子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（諮問）」および、同「2.これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について（諮問）」, 平成26年7月29日（文部科学省ホームページ, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1350537.htm, 平成27年9月13日閲覧）.
- 3) 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会「これからの学校教育を担う教員の在り方について（報告）—小中一貫教育制度に対応した教員免許制度改革—」, 平成26年11月6日（文部科学省ホームページ, http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/11/25/1353543_02.pdf, 平成27年9月13日閲覧）.
- 4) 文部科学省大臣官房, 文部科学省初等中等教育局「小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律について（通知）」, 平成27年7月30日（文部科学省ホームページ, http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1360758.htm, 平成27年9月13日閲覧）. 新たに「義務教育学校」が新設され, 平成28年4月1日から施行される.
- 5) 文部科学省「国立大学改革プラン」（平成25年11月, http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1341970.htm, 平成27年9月13日閲覧）では, 平成22～27年を「第2期中期目標期間」として, 「改革加速期間」の中に「国立大学改革プラン」を位置づけている.
- 6) 国立大学法人評価委員会「『国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点』について（案）」（総会（第48回）資料2-1）, 平成26年8月4日（文部科学省ホームページ, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/kokuritu/giji_list/index.htm, 平成27年9月13日閲覧）.
- 7) 文部科学省「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて（通知）」, 平成27年6月8日（第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会第10回参考資料1, 文部科学省ホームページ, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/062/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2015/06/16/1358924_3_1.pdf, 平成27年9月13日閲覧）.
- 8) 文部科学省「国立大学改革プラン参考資料」（平成25年11月, http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2013/12/18/1341974_02.pdf, 平成27年9月13日閲覧）中, 「ミッションの再定義（教員養成）」には, 「国立大学の教員養成大学・学部については, 今後の人口動態・教員採用需要等を踏まえ量的縮小を図りつつ, 初等中等教育を担う教員の質の向上のため機能強化を図る.」として, 一つに「教職大学院への重点化等（新課程の廃止など組織編成の抜本的見直し）」を挙げている.
- 9) 山崎博敏『教員需要推計と教員養成の展望』, 協同出版, 平成27年, 32-35頁参照.
- 10) 欠席者数には, 公認欠席およびクラブ活動, 留学の説明会等による欠席を含む. また, 遅刻者はここでは出席者としてカウントした.
- 11) 「2014 履修の手引き スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科」, 27-33頁参照.
- 12) 「2014 履修の手引き スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科」, 25頁. なお, スポーツ健康科学科においては「スポーツ教育コース」「スポーツコーチコース」「健康トレーナーコース」が設けられている. 「スポーツ教育コース」では「教育課程論」が「スポーツ教育コース専門科目履修モデル」に示されている.
- 13) 東海学園大学編「2014 履修の手引き 経営学部経営学科」（東海学園大学, 2014年）, 28頁および37頁参照.

- 14) 東海学園大学編「2014 授業概要 スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科」（東海学園大学，2014年），194頁。
- 15) 【図1】に示した配布資料「学習指導要領の変遷」の作成には，おもに，文部科学省教育課程課・幼児教育課編『教育の未来を拓く 学習指導要領の変遷』（東洋館出版，2015年），田中耕治編『よくわかる教育課程』（ミネルヴァ書房，2009年），文部科学省編『中学校学習指導要領解説 総則編』（文部科学省，平成20年），小澤周三編『教育学キーワード 第3版』（有斐閣，2010年）などを利用した。
- 16) 【図2】に示した新聞記事は，『読売新聞』平成27年6月18日「小中一貫校設置柔軟に 改正学校教育法成立」を用いた。
- 17) 「静岡県磐田市」「三重県鈴鹿市」等の回答は，それぞれ静岡県，三重県希望とみなした。
- 18) 「営業系の就職」「会社員」「企業に入る」「就職」などの記述は「企業への就職」とみなした。また，「インストラクター」，「スポーツに関わる職業」「スポーツ関係の企業への就職」などの記述は「スポーツ関連企業，インストラクターなど」とした。「公務員」「消防士」との記述は「公務員」とした。なお，問6において⑤を選択していない場合でも，回答があった。
- 19) 【表8】中，「これまでに会った教師」がきっかけであるが，具体的な学校段階が記述されていないものを「全般」とした。記述内容の一例としては以下の通りである。

あこがれの教師に出会ったから／あこがれる先生がいたから。／ある人へのあこがれ／いい教師に出会ったから。／いい人との出会い／とても良い先生に出会い，自分もなりたと思ったから／恩師にあこがれた／恩師にお前は教師の顔をしていると言われたから。／恩師の存在。／嫌いな教師がいて自分みたいな生徒の気持ちをわかってあげたい助けたいと思ったから。／好きな先生がいたから。／先生が好きだったから。／先生の姿を見て／尊敬する教師に出会ったから。／担任の影響もあったため。／中学の顧問と高校の体育の先生にあこがれたから
- 20) たとえば，林純次『残念な教員』（光文社，2015年）は，辛辣な表現で現代の教員資質に疑義を呈している。学校教育現場の組織や，授業での実践的な技術など，豊富な情報が盛り込まれている。中高一貫校で教鞭をとる多忙な職にありながら，日夜努力している教員の姿をうかがうことができる。大学教員にも「教師力」が求められる現在，自省を促されたところも大きい。あるべき教員像，教員を目指す学生へのメッセージも込められている。「残念な教員」にならないためにも，このような現場の様子を知る努力を怠らないことが必要である。